

令和8年3月

組合員 各位

大阪府浴場国民健康保険組合
理事長 宮前博一

保険料改定のお知らせ（通知）

組合員の皆様には、平素から本浴場国保組合の事業運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、機関誌「ほのぼの」・リーフレット等にてお知らせしておりました【子ども・子育て支援納付金賦課額（月額）500円】の追加徴収について、令和8年3月5日の理事会、組合会におきまして慎重審議いただきましたところ、原案どおり可決・承認されました。

つきましては、**令和8年4月分保険料**から下記のとおり改定させていただきます。

誠に恐縮ですがよろしくお願ひ申し上げますとともにお知らせいたします。

記

令和8年4月1日～

- | | | |
|--------------------------------|------------|---------|
| 1. 経営者又は管理者 | | |
| | (月額) | 24,000円 |
| 1. 従業員（経営者又は管理者の家族であって世帯分割も含む） | | |
| | (月額) | 10,000円 |
| 1. すべての家族 | | |
| | (月額) | 9,000円 |
| 1. 40歳～64歳の介護保険料 | | |
| | (月額) 1名につき | 3,000円 |

【追加徴収】

- | | | |
|--------------------|------------|------|
| 1. 子ども・子育て支援納付金賦課額 | | |
| | (月額) 1名につき | 500円 |

※ただし、18歳未満は非徴収